大阪市教　2023年11月9日

・期末・勤勉手当2.3月分(0.1増)12月8日支給
・平均改定額3,175円(30歳台まで高い改定率)
4月遡及、差額12月18日支給
・会計年度任用職員（期末手当対象者）4月遡及
・人事考課制度（職員・相対評価の割合）見直し

期末・勤勉手当　年間で0.1月分を引き上げ　4.5月
会計年度任用職員　勤勉手当も支給（来年度）

市労組連は11月8日「賃金確定要求」の団体交渉を行い、市側は「人事委員会勧告の実施及び年内の精算並びに人事考課制度及び給与反映の改正など」について回答しました。

期末・勤勉手当は年間で0.1月分を引き上げて4.5月に改定。本年度12月期の期末・勤勉それぞれ0.05月引上げ、来年度以降は6月期、12月期それぞれ0.025月引き上げる。

再任用職員は年間で0.05月分引き上げて2.35月に改定。本年度12月期0.05、来年度以降は6月期、12月期それぞれ0.0125月引き上げる。

会計年度任用職員は、期末手当を年間で0.1月分を引上げて2.6月に改定。本年度は12月期0.1月引上げ。来年度以降は勤勉手当の支給に伴い、期末・勤勉手当ともに本務職員と同様になる。

初任給　大学卒7,500円　高校卒8,500円引上げ

行政職給料表について、3,175 円が全体の平均改定額になるように改定。大学初任給を7,500円、高校卒初任給を8,500円引上げ、30歳台までの職員に対して適用される級及び号給は40歳台以上の職員よりも高い改定率で改定する。

その他の給料表については、行政職給料表の考え方に沿って改定する。

会計年度任用職員の報酬についても改定する。会計年度任用職員の給与改定の時期は、12月期の期末手当支給対象者は4月1日に遡及。支給対象とならない職員は2023年12月1日から実施する。

教育職給料表平均改定額(1)4,327円、(2)3,194円、(3)2,888円

教育職給料表の平均改定額は、教育職給料表(1)(デザイン研究所等教員)4,327円、教育職給料表(2)(小学校・中学校等)3,194円、教育職給料表(3)(幼稚園)2,888円。

医療職給料表(2)平均改定額4,193円

1級6,511円、2級4,093円、3級2,214円、4級1,605円

再任用職員の給料月額の改訂について

◆行政職給料表　（単位；円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
現行月額	168,300	224,300	245,200	265,600	294,700
改定後月額	174,900	229,500	247,200	266,800	295,900
改定額	6,000	5,200	2,000	1,200	1,200

◆教育職給料表(1)

職務の級	1級	2級	特2級
現行	233,200	275,300	303,600
改定額	4,100	3,500	2,300
改定後	237,300	278,800	305,900

◆教育職給料表(2)

職務の級	1級	2級	特2級
現行	224,700	272,900	299,100
改定額	4,000	3,600	2,100
改定後	228,700	276,500	301,200

◆教育職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級
現行	195,400	239,900	295,600
改定額	3,500	3,600	1,200
改定後	198,900	243,500	296,800

人事考課制度、相対評価割合の改正

（現行）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
分布の割合	5%	20%	60%	10%	5%

（改正後）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
区分の割合	5%以内	20%以内	他の区分に属さない者	10%以内	5%以内

（当面の運用）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
分布の割合	5%	20%	他の区分に属さない者	標語がＢで絶対評価点が3.0未満の者	標語がＣＤの者